

社会福祉法人ぎ岐市社会福祉協議会
次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に関する一体型行動計画

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

2. 内 容

(1)労働条件の整備対策

目標	年次休暇の取得推進を図り、年度末時点で取得率75%とする。
【対策】	〔令和8年10月～〕 ●年次休暇の取得状況を把握し、取得日数増に対する課題を検証する。 〔令和8年12月～〕 ●職員への周知、啓発の実施。

(2)労働条件の整備対策

目標	時間外労働の削減に取り組み、平均残業時間前年比5%減とする。ワークバランスの考えを大切にし、仕事と生活の調和を図る。
【対策】	〔令和8年6月～〕 ●所定時間外労働の実態把握を行う。 〔令和8年10月～〕 ●部署毎の時間外労働削減の課題と対策を検討する。

(3)次世代育成支援対策

目標	中高生等の若年者に対する職業体験の場を提供し、介護職に対する関心を高め、将来の介護人材確保を目指す。
【対策】	〔令和8年6月～〕 ●介護現場体験の受入を随時実施し、若年者に対する職業体験の機会を提供するための受入体制、プログラムについて検討する。

(4)育児休業の整備対策

目標	期間中における男性職員の育児休業取得1名以上に取り組む。
【対策】	〔令和8年10月～〕 ●男性職員の育児参加は、女性活躍推進のためには不可欠であるため、産後パパ育休制度の周知・啓発を行う。